

説明会の趣旨と対象施設について

宮城県



本説明会開催の趣旨と経緯

復興・創生
加速化 実感年

平成28年8月30日

台風10号が岩手県大船渡市に上陸。これに伴う大雨により小本川が氾濫し、岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、入所者9人が亡くなる被害が発生した。

対応すべき課題

- ①緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障。
- ②防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障。

平成28年10月3日、4日

国土交通省、厚生労働省、気象庁から全国の自治体へ、要配慮者利用施設に対して説明会を実施するよう通知。

平成29年2月10日～

通知を受け、宮城県でも「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」を開催。

説明会の趣旨

- ①施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を関係者が一体となって推進。
- ②避難確保計画を事前に作成し、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

要配慮者利用施設の定義

- 高齢者，障害者，乳幼児，児童，妊婦，病人等，防災上の配慮を要する者の利用する施設。
- 要配慮者利用施設は，県内に約8,000施設。

要配慮者利用施設の種類

- ①社会福祉施設
老人福祉施設，身体障害者社会参加支援施設，
障害者支援施設，地域活動支援センター，
福祉ホーム，障害福祉サービス事業所，
保護施設，児童福祉施設，母子・父子福祉施設
障害児通所支援事業所，母子健康センター等
 - ②特別支援学校，幼稚園
 - ③病院，診療所，助産所
- 等々



説明会の対象施設について

河川周辺の浸水危険性のある施設

- 県内に約2,500施設
 - ①県管理河川の洪水浸水想定区域（水防法改正前）内に立地する施設
 - ②国管理河川の洪水浸水想定区域（水防法改正後）内に立地する施設
→ 平成28年に新たに公表されたため，現在の洪水ハザードマップに反映されていない可能性があります。
 - ③洪水浸水想定区域のない県管理河川において，河川の周辺に立地し，浸水する危険性がある施設
→現在の洪水ハザードマップでは浸水深の表示がない河川も含みます。
- (注) したがって，現在の洪水ハザードマップの浸水範囲外の施設も説明会の対象となっております。

土砂災害の恐れのある箇所に立地する施設

- 県内に201施設
- ①土砂災害危険箇所に立地する施設
→ 国の要領に基づき，県が地形等を調査して公表している「土砂災害危険箇所」に立地する施設。
- ②土砂災害警戒区域・特別警戒区域に立地する施設
→ 土砂災害防止法に基づいて危険箇所について詳しく現地調査した結果，土砂災害の被害を受けると想定される区域に立地する施設。